

小郡市立小・中学校情報通信
ネットワーク環境施設整備業務
公募型プロポーザル募集要領

令和2年5月

小郡市

教育委員会 教務課

1 募集要領の定義

小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務公募型プロポーザル募集要領（以下「本要領」という。）は、小郡市（以下「本市」という。）が小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（以下「本業務」という。）に係るネットワーク環境構築（設計業務及び施工業務）に係る業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本公募」という。）に当たり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 本公募の趣旨

本業務の実施に当たっては、本公募参加者の持つノウハウの活用により、本業務を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、可能な限り短期間に高速大容量の通信ネットワークを設置するための提案等を募集する。

本公募参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

3 本業務の概要

（1）業務名

小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務

（2）本業務の目的

文部科学省の提唱する、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に最適化された学びを全国の教育現場で実現することを目的としたGIGAスクール構想を実現するため、小郡市立小・中学校情報通信ネットワークのうち、各学校の普通学級の教室、特別支援学級の教室及び特別教室に、高速大容量の通信ネットワークを整備する。

（3）本業務では、この整備により以下を実現することを目的とする。

- ①一人一台環境において動画やデジタル教科書を利用した授業等がストレスなくできる高速大容量の通信環境を整備する。
- ②将来の端末増加やアプリケーションの多様化に対応できるネットワークとして整備する。
- ③ネットワーク障害による教育活動への影響が極力少なくなるよう、障害発生の予防、是正を速やかに行い、可用性の高いネットワークを実現する。
- ④既設校内LAN配線図をベースに再整備し、ネットワーク運用の効率化を図る。

（4）業務内容

別紙「仕様書」のとおり。※小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出した事業者に貸与する。

(5) 整備対象校

小郡市立小学校 8校・小郡市立中学校 5校 (別紙1)

(6) 業務方式

本業務は、受託事業者が設計及び施工を一括して実施する「設計・施工一括発注方式」とする。

(7) 履行期限

契約締結日から令和3年3月26日(金)

(8) 提案価格の上限

136,918千円(消費税等相当額10%を含む)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 小郡市競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年小郡市告示第27号)に基づく指名停止を受けていない者(公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者)
- (4) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者(公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者)
- (5) 今回の業務と同規模程度(1か所あたりの最大接続端末800台以上)の官公庁、これに準ずる一般企業等において、ネットワーク構築・保守及び運用等の業務を受託した実績を有すること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)を取得していること。

5 プロポーザルに係るスケジュール

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| (1) 公告・実施要領公表 | 令和2年6月10日(水) |
| (2) 現地視察日 | ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため
行わない。 |
| (3) 質疑受付期間 | 令和2年6月10日(水)～6月17日(水) |
| (4) 質疑回答 | 令和2年6月22日(月) |
| (5) 参加表明書提出期間 | 令和2年6月10日(水)～6月26日(金)
午後3時必着 |
| (6) 提案資格確認通知及び
提案書提出要請 | 令和2年6月30日(火) |
| (7) 提案書提出期間 | 令和2年6月30日(火)～7月8日(水)
午後3時必着 |

- (8) プレゼンテーション及び
ヒアリング実施予定日 令和2年7月16日(木) 予定
- (9) 審査結果通知及び公表 令和2年7月20日(月) 予定

6 貸与資料等

- (1) 資料内容
- ① 貸与資料
 - ア. 仕様書 (PDF)
 - イ. 別紙1～3 (PDF)
 - ウ. 平面図 (PDF)
 - ② その他
 - ア. 様式第1号 公募型プロポーザル参加表明書 (Excel)
 - イ. 様式第7号 提案書 (Excel)
 - ウ. 質疑書 (Excel)
- (2) 貸与資料等媒体
CD-R
- (3) 貸与方法
誓約書を「7 担当部局」に提出(持参)した事業者へ貸与(手渡し)する。
- (4) 貸与期間
誓約書受理日から審査結果通知及び公表の日まで
- (5) 貸与資料等の返却
本件の検討が終了したとき又は不要となったとき、「7 担当部局」へ返却する。
- (6) その他
平面図内に記載している「普通教室」とは、今回整備対象の普通学級の教室、特別支援学級の教室のことである。

7 担当部局

小郡市教育委員会 教育部教務課教務係(担当:栗山)
〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
TEL: 0942-72-2111(内線512)
FAX: 0942-73-5860
メール: kyomu@city.ogori.lg.jp

8 現地視察

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため行わない。

9 質疑

- (1) 提出期限
令和2年6月17日(水)
- (2) 提出場所
「7 担当部局」のとおり
- (3) 提出方法
①質疑は質疑書(本市指定様式)で行う。

②電子メールに会社名・担当者名・電話番号を記載し、質疑書を添付のうえ、「7 担当部局」へ提出する。電話で到達確認をすること（提出期限必着）。なお、口頭（電話等）、FAX での質問は受け付けない。

(4) 回答方法

誓約書に記載されたメールアドレスに、電子メールにて令和2年6月22日（月）までに回答書を送付する。

10 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 役員名簿（「4 参加資格」（1）の要件を確認するため。）
- ③ 「4 参加資格」（5）の要件を満たすことを証する書類（任意様式）
※契約年月日、事業内容、規模がわかること。
- ④ 「4 参加資格」（6）の要件を満たすことを証する書類

(2) 提出期限

令和2年6月26日（金）午後3時まで

(3) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る（提出期限必着）

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(5) その他留意事項

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ④ 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑥ 郵送等の通信事故において、本市はいかなる責任も負わない。

11 提案書の提出手続

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式第7号）

- ア 表紙のみ「様式第7号」を使用すること。
- イ A4版・両面印刷可・長辺綴じ(資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと)
- ウ 提案書中には提案者名が判別できる記載を行わないこと。
- エ 提案書は、別紙「小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務提案審査基準」(以下「審査基準」とする。)の大分類順に沿って作成し、審査基準の「提案書内に記載する必須項目」を記載すること。

② 見積書(任意様式)

ネットワーク構築分

- ア 各学校毎(小学校 8校、中学校 5校)に明細及び小計、合計が分かること。
- イ 校内LAN整備業務(LAN配線、ネットワーク機器類設置・現調作業)
- ウ ネットワーク再設計業務(機器類の設計・設定、既設VLAN再構築など)
- エ 回線については今回対象外としている。(本市が別途契約手続きを行う)
- オ 消費税及び地方消費税を含む。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書の上限は「3(8)提案価格の上限」に示す費用の上限額を予定価格とする(消費税及び地方消費税を含む)。

③ 業務実績書(任意様式)

今回の業務と同規模程度(1か所あたりの最大接続端末800台以上)の官公庁、学校法人、その他これに準ずる一般企業等において実施した、これに類似する事業の概要等が分かるもの(事業の概要、規模、契約年月日、契約期間が分かるように記載すること)。※実績は最大5件まで評価する。

- ④ 今回構築するネットワークの機器配置想定図 1校分(対象:大原小学校)
- ⑤ 機器数量一覧(学校毎の内訳を記載すること)
- ⑥ 会社の概要資料(パンフレット等)
会社のホームページサイト(URL)

(2) 提出部数

原本1部、写し10部

(3) 提出期限

令和2年7月8日(水)午後3時まで

(4) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送に限る(提出期限必着)

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) その他留意事項

- ① 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された提案書は、返却しない。
- ③ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ④ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
詳細については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(1) 実施予定日

令和2年7月16日(木)

(2) 所要時間(準備時間を除く)

プレゼンテーション	30分	
ヒアリング	15分	合計45分

(3) 開催場所

小郡市役所(会場未定)

(4) 審査基準

別紙「審査基準」

(5) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は、3人までとする。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションには、別紙「審査基準」に記載の内容について重点的に説明を加えること。
- ④ プレゼンテーションに必要な機材等は、プロジェクタ及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が1者の場合でも行う。
- ⑥ 提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

1.3 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「審査基準」に基づき、小郡市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務受託候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。
- (2) 審査委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は、768点(96点×審査委員8名)とする。全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。

- (4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2者以上いる場合、「11(1)②見積書」の総額が安価な者を受託候補者とする。なお、総額が同額である場合はくじ抽選を行い、受託候補者を特定する。
- (6) 次順位者の繰上げ
受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、委託業務についての交渉を行うものとする。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) この要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 「11(1)②見積書」の価格が「3(8)提案価格の上限」を超えていた場合

1.5 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書(様式第8号、様式第9号)により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案の概要及び選定理由を、小郡市ホームページ(<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)において公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容については、小郡市情報公開条例(平成12年小郡市条例第10号)等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

1.6 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに小郡市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。